

## 大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

### 第1 私立学校の設置認可

#### 1 私立学校の責務

私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

#### 2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

#### 3 立地

- (1) 風俗営業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。）などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。
- (2) 適正な教育条件を確保するため、既存の私立学校の配置、学科の設置等の状況を考慮した適切な立地であること。

#### 4 規模

- (1) 私立学校の収容定員は、次の施設ごとの収容定員の合計とする。ただし、協力校の収容定員は当該私立学校に係る定員とする。
  - ア 実施校（通信規程第3条に規定する実施校で、本校及び分校をいう。）
  - イ 協力校（通信規程第3条に規定する協力校をいう。）
- (2) 施設の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、設置される都道府県の生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であること。

#### 5 教職員数

- (1) 教諭等は、各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、施設ごとに別表1に定める数以上とする。
- (2) 事務職員の数は、施設ごとに別表2に定める数以上とする。

## 6 施設及び設備等

(1) 通信教育の用に供する施設は、次に掲げるものとする。

ア 実施校

イ 協力校

ウ 指定技能教育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に規定する施設をいう。）

(2) 実施校の校舎には、通信規程第9条第1項の各号に掲げる施設及び第10条の設備を備え、独立校の校舎面積は、1200㎡以上とすること。ただし、教育上支障がない場合は、収容定員が240人未満の分校の面積について次によることができる。

定員120人以下 600㎡

定員121人以上240人未満  $600\text{㎡} + 5 \times (\text{定員} - 120\text{人})$

(3) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと。

(4) (3)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。

ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等であること。

イ 共用する校舎が、当該学校の同一敷地内にあること。

ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、当該学校は階全体を占有すること。

エ 校舎の面積は、当該学校及び共用する学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること

(5) 分校では、本校に準じ、一元的に教育が行われること。

(6) 協力校及び指定技能教育施設においては、実施校との協力・連携関係を十分に保ち、生徒の修学に支障のないように努めること。

## 7 資産等

(1) 実施校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。

ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。

ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(2) 実施校の校舎は、建物全体を占有すること。

ただし、国又は地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設と複合する場合についてはこの限りでない。

(3) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。

ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(4) 私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(6) 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

(8) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(9) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(7)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

## 8 学校法人の管理運営

学校法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。

(2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無

(3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

## 9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの

## 第2 課程の設置認可

第1の3から9まで（6及び7の(7)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

## 第3 学科の設置認可

第1の4から9まで（6及び7の(7)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

## 第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

### 1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

## 2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで（7の(7)を除く。）の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

## 第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可

### 1 入学検定料、入学料及び授業料等

私立学校の運営状況等を考慮して、適正に設定すること。

### 2 通信教育を行う区域

当該都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定すること。また、通信教育を行う区域を拡大する場合は、第1の8及び9の規定を準用する。

### 3 分校の設置

第1の3から9までの規定を準用する。この場合、第1の7については、「私立学校」は「分校」と読み替える。

### 4 協力校の設置

第1の4、5、6(6)、8及び9の規定を準用する。

### 5 指定技能教育施設との連携

第1の6(6)、8及び9の規定を準用する。

### 6 その他

その他の事項について、学則の変更を行う場合、大阪府内の高等学校に関する諸状況等への配慮が図られており、かつ、教育上支障がないと認められること。

## 第6 申請手続及び標準処理期間

### 1 私立学校の設置認可

#### (1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出し、申請についての助言を受けることができる。

#### (2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、校舎の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。

#### (3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者

に通知する。

- イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。
- ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

## 2 課程又は学科の設置認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校」は「課程（学科）」と読み替える。

## 3 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

## 4 広域の課程を置く学校に係る学則（収容定員に係るものを除く。）変更認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校の設置認可」は「広域の課程を置く学校に係る学則変更認可」と、「開設」は「変更」と読み替える。

なお、分校の設置等が伴わない申請については、教育長は審議会からの答申後30日以内に当該申請について認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

## 附則

- 1 この基準は、平成28年5月13日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用する。

## 附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

## 別表1

### 教員数

定員	人数
240人以下	5
241～1200	$(\text{定員}-240) \div 100 + 5$
1201～5000	$(\text{定員}-1200) \div 150 + 14$
5001以上	40に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

## 別表2

### 事務職員数

定員	人数
240人以下	2
241～5000	$(\text{定員}-240) \div 400 + 2$
5001以上	14に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表1及び2において、1未満の端数を生じた場合は、小数点以下第1位の数字が1以上であるときは1に切り上げ、0であるときは切り捨てるものとする。

別表1及び2の「定員」とは、学則上の定員をいう。

様式第 1 号

年 月 日

大阪府教育長

様

大阪府 市 町 番地

学校法人 学園

理事長

## 〇〇〇学校設置認可申請書

このたび 学校を設置したいので、学校教育法第 4 条及び同施行規則

第 3 条の規定に基づいて関係書類を添えて認可を申請いたします。

〔備考〕

※添付書類について

- (1) 原本を提出すること。なお、教育職員免許状など、原本でなく写しを提出する書類については、原本確認を行うため留意すること。
- (2) 提出した書類については、関係者・関係課等への確認を行うため留意すること。

## 目 次

1. 設 置 趣 意 書
2. 設 置 要 項
3. 学 級 編 制 表
4. 教 職 員 組 織 表
5. 教 職 員 名 簿
6. 教 員 の 年 齢 構 成 状 況
7. 教 員 経 歴 一 覧
8. 授 業 計 画 ( シ ラ バ ス )
9. 児 童 生 徒 の 確 保 の 見 通 し 等 に 関 す る 事 項
10. 施 設 の 概 要
11. 校 具 、 教 具 及 び 図 書 の 明 細
12. 学 則
13. 校 長 採 用 届
14. 創 立 予 算 費 ・ 負 債 償 還 計 画 書
15. 設 置 後 2 カ 年 の 事 業 計 画 及 び こ れ に 伴 う 収 支 予 算 書
16. 直 近 3 カ 年 の 財 務 諸 表
17. 理 事 長 の 履 歴 書 等
18. 財 産 目 録 ・ 不 動 産 の 登 記 簿 謄 本
19. 寄 附 行 為
20. 法 人 の 登 記 簿 謄 本
21. 理 事 会 及 び 評 議 員 会 の 決 議 録
22. 設 置 す る 学 校 の 校 地 ・ 校 舎 の 図 面
  - (1) 付 近 見 取 図
  - (2) 配 置 図
  - (3) 各 階 平 面 図
23. そ の 他 参 考 資 料



## 1 . 設置趣意書

〔1〕 設置の背景

〔2〕 設置の趣旨及び必要性

〔3〕 学校の名称及び特色

〔4〕 教育課程の編成の考え方及び特色

〔5〕 教員組織の編成の考え方及び特色

〔6〕 施設、設備等の整備計画

(校地・運動場の整備計画、校舎等施設の整備計画、図書等の整備計画など)

〔7〕 自己点検・評価

〔8〕 情報の公表

※その他参考となる事項につき記載すること。

## 2. 設置要項

(1) 目的

(2) 名称

〇〇〇学校

(3) 定員

入学定員 名

収容定員 名

(4) 位置

①所在地

②最寄駅からの方位及び距離

(5) 経費及び維持の方法

(6) 学校開校の時期

年 月 日（予定）

### 3. 学級編制表

学 年 年 度	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
年度						
年度						
年度						

### 4. 教職員組織表

年 度 区 分	第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度	
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
校 長						
教 頭						
教 諭						
講 師						
養護教諭						
事 務 員						
学 校 医						
合 計	名	名	名	名	名	名

### 5. 教職員名簿

職 名	氏 名	担当 教科	専 兼 別	週 時 間 数	生年月日	最終学歴	所有免許状	取得 年月日	備 考
校 長									
教 頭									
教 諭									

※各名簿記載の順に就任承諾書、履歴書、免許状（写し）及び印鑑登録証明書を添付すること。



## 7. 教員経歴一覧

職名	氏名	担当教科	専兼別	週時間数	学種ごとの教員としての経験年数	学種ごとの教員経験の概要 (時期・勤務先・役職名・主な職務内容等)
校長						
教頭						
教諭						

※5. の教職員名簿に記載の順に作成すること。

※「教員としての経験年数」及び「教員経験の概要」については、学種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校など）ごとに、経験年数や経験の概要がわかるよう記載すること。

## 8. 授業計画（シラバス）

- 教科名、科目名
- 教材（教科書、副教材）
- 到達目標
- 到達目標に向けての具体的な取組（指導上の留意点・指導の工夫など）
- 学習計画（授業スケジュール）
- 評価方法
- 評価の観点

※ 上記の内容等を踏まえて作成すること。

## 9. 児童生徒の確保の見通し等に関する事項

(1) 児童生徒の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 児童生徒の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

ウ 納付金の設定の考え方

② 児童生徒の確保に向けた具体的な取組状況

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 教育上の目的（概要）

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであること  
との客観的な根拠

※ 上記の内容等を踏まえて記載すること。

# 10. 施設の概要

## (1) 校地・運動場

種 別		所 在 地	面 積	備 考
校 地	校 内 校 地			
	校 外 校 地			
	校 外 校 地			
運 動 場	校 内 運 動 場			
	校 外 運 動 場			
	体 育 館			
	そ の 他			
	計			

## (2) 校 舎 [校舎の構造・建築面積等]

用 途	室数	面 積			備 考
		中学校共用	高等学校専用	合 計	
普 通 教 室					
〇 〇 教 室					
〇 〇 教 室					
〇 〇 教 室					
〇 〇 教 室					
体 育 館					
図 書 館					
職 員 室					
保 健 室					
そ の 他					
合 計					

所 在 地 大阪府 市 町 番地

所 有 者 学校法人 学園

(3) その他の施設

(4) 飲料水

〇〇市上水道を使用



## 1 1 . 校具・教具及び図書の詳細

### (1) 校 具

品 名	数 量	金 額 (円)	備 考
校 具 計			

### (2) 教 具

品 名	数 量	金 額 (円)	備 考
教 具 計			

### (3) 図 書

書 名	価 格 (円)	備 考

## 1 2 . 学 具

(別紙のとおり)

# 13. 校長採用届

年 月 日

大阪府教育長

様

〇〇〇学校設置者

大阪府 市 町 番地

学校法人 学園

理事長

## 校長採用届

〇〇〇学校設置認可の上は下記の者を校長に採用いたしたくお届けいたします。

1. 校長名
2. 校長の専任・兼任の別
3. 採用年月日

添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書及び誓約書
- (3) 就任承諾書
- (4) 印鑑登録証明書

## 1 4 . 創 立 予 算 費 ・ 負 債 償 還 計 画 書

### (1) 創立予算費等

#### ① 創立予算費

(※通帳の残高証明等を添付すること。)

(※借入金がある場合は、借入れに係る契約書等(写し)を添付すること。)

#### 収入

科 目	予 算 額 (千円)	摘 要
設置者負担金	千円	
借 入 金	千円	
寄 附 金	千円	
計	千円	

#### 支出

科 目	予 算 額 (千円)	摘 要
校地取得費	千円	
校舎建築(改修)費	千円	
教具等購入費	千円	
図書購入費	千円	
計	千円	

#### ② 開設年度の人件費及び保有している運用資金

(※開設年度の人件費の1/3に相当する運用資金を保有していることが必要)

開設年度の人件費： 円

保有している運用資金： 円

保有している運用資金/開設年度の人件費： %

(2) 負債償還計画書（借入金がある場合）

① 借入金額並びに校地取得費及び校舎建築費

(※借入金額が、校地取得費及び校舎建築費の2/3以下であることが必要)

借入金額：	円
校地取得費：	円
校舎建築費：	円
借入金額／校地取得費＋校舎建築費：	%

② 借入先の金融機関名：

③ 返済計画

(別紙のとおり)

④ 借入後における学校法人の経営状態への影響等

(※当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。)

(ア) 借入後における学校法人の総資産額及び前受金を除く総負債額

総資産額：	円
前受金を除く総負債額：	円
前受金を除く総負債額／総資産額：	%

(イ) 借入後における学校法人の負債に係る各年度の償還額及び当該年度の帰属収入額

各年度の償還額：	円
当該年度の帰属収入額：	円
各年度の償還額／当該年度の帰属収入額：	%

1 5 . 設置後 2 カ年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

- (1) 事業計画
- (2) 学校設置年度及び翌年度の収支予算書

1 6 . 直近 3 カ年の財務諸表

(別紙のとおり)

1 7 . 理事長の履歴書等

※身分証明書及び誓約書並びに印鑑登録証明書を添付すること。

(別紙のとおり)

1 8 . 財産目録・不動産の登記簿謄本

(別紙のとおり)

1 9 . 寄附行為

(別紙のとおり)

2 0 . 法人の登記簿謄本

(別紙のとおり)

2 1 . 理事会及び評議員会の決議録

(別紙のとおり)

2 2 . 設置する学校の校地・校舎の図面

(別紙のとおり)

2 3 . その他参考資料

様式第2号

年 月 日

大阪府教育長

様

大阪府 市 町 番地

学校法人 学園

理事長

〇〇〇学校設置認可申請書変更届

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請し、〇〇年〇〇月〇〇日開催の大阪府私立学校審議会〇〇会において、「〇〇〇〇」とされた標記の申請内容に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えてお届けします。

記

(変更箇所及び変更内容)

(変更事由)

(添付書類)

別紙のとおり